

近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
資料配布

配布日時	平成19年12月7日 14時00分
------	----------------------

件名	九頭竜川水系足羽川ダム建設事業における 環境影響評価方法書の送付及び公告・縦覧 について
----	--

概要	<p>国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価方法書を作成しましたので、福井県知事、福井市長、池田町長に送付いたしました。</p> <p>また、方法書の公告・縦覧は12月14日より開始致します。</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	<p>近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 福井県政記者クラブ</p>
------	---

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課 課長補佐 <small>おがわ なおと</small> 小川 直人 TEL 06 - 6942 - 1141（代表） TEL 06 - 6942 - 0608（直通）</p> <p>国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所 副所長 <small>いそがわ まさし</small> 五十川 政志 調査設計課長 <small>あずま しげみつ</small> 東 繁光 TEL 0776 - 27 - 0642（代表）</p>
------	--

九頭竜川水系足羽川ダム建設事業における 環境影響評価方法書の送付及び公告・縦覧について

1. 方法書の概要

I. 縦覧等の趣旨

国土交通省近畿地方整備局では、福井県今立郡池田町で実施している九頭竜川水系足羽川ダム建設事業に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価方法書を作成したので平成19年12月6日に、福井県知事、福井市長、池田町長に送付しました。また、同年12月14日より公告・縦覧を開始し、意見書の提出を求めます。

足羽川ダム建設事業は、平成19年2月に策定された九頭竜川水系河川整備計画に位置付けられており、流水型ダムとして事業を進めています。これまで、環境面からの技術的な助言を専門家から得ることを目的に、学識経験者等14名からなる「足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」を設置し、最新の技術的かつ科学的な知見に基づく検討を行ってきたところです。

このたび、近畿地方整備局では、足羽川ダム建設事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価手法等について検討した結果を、方法書としてとりまとめました。この方法書は、法に従い、12月14日の公告後1ヶ月間縦覧に供し、その後の2週間を加えた期間において環境保全の見地から住民等の意見を得ることとしています。

II. 主な項目

- i. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ii. 対象事業の目的及び内容
- iii. 対象事業実施区域及びその周辺の概況
- iv. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

2. 方法書の縦覧場所、期間、時期

I. 縦覧場所

- i. 国土交通省近畿地方整備局総務部総務課情報公開室
- ii. 国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所
- iii. 福井県土木部河川課
- iv. 福井合同庁舎福井県税事務所
- v. 福井市建設部河川課
- vi. 福井市役所美山総合支所建設課
- vii. 池田町役場閲覧コーナー
- viii. 池田町役場下池田支所
- ix. 池田町能楽の里文化交流会館町立図書館

II. 縦覧期間

平成19年12月14日（金）から平成20年1月21日（月）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

ただし、池田町能楽の里文化会館においては、平成19年12月14日（金）から平成20年1月21日（月）まで（月曜日、火曜日（12月25日火曜日は開館）、第3日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

III. 縦覧時間

i. 国土交通省近畿地方整備局総務部総務課情報公開室

午前9時30分から午後5時まで

ii. 国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所

午前8時30分から午後5時15分まで

iii. 福井県土木部河川課

午前8時30分から午後5時30分まで

iv. 福井合同庁舎福井県税事務所

午前8時30分から午後5時30分まで

v. 福井市建設部河川課

午前8時30分から午後5時30分まで

vi. 福井市役所美山総合支所建設課

午前8時30分から午後5時30分まで

vii. 池田町役場閲覧コーナー

午前8時30分から午後5時30分まで

viii. 池田町役場下池田支所

午前8時30分から午後5時30分まで

ix. 池田町能楽の里文化交流会館町立図書館

午前10時から午後5時まで

ただし、日曜日は午前10時から午後4時まで

◎また、上記と同期間において、足羽川ダム工事事務所ホームページでも縦覧できます。

足羽川ダム工事事務所ホームページ：<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>

3. 意見書の提出

I. 提出期間

平成19年12月14日（金）から平成20年2月4日（月）まで（持参の

場合は2月4日の午後5時15分まで、郵送の場合は2月4日の消印まで有効です。また、E-mail、FAXでの提出は受け付けておりませんのでご了承ください。

II. 提出先

〒918-8239 福井県福井市成和1-2111
国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所調査設計課
環境影響評価担当

III. 必要事項

- i. 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ii. 意見書の提出の対象である方法書の名称
- iii. 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

4. 問い合わせ先

当該方法書の内容及び足羽川ダム建設事業について

近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所 副 所 長 ^{いそがわ}五十川 ^{まさし}政志
又は 調査設計課長 ^{あずま}東 ^{しげみつ}繁光

福井県福井市成和1-2111（〒918-8239）

TEL：0776-27-0642

FAX：0776-27-0643

環境影響評価法に基づく手続きについて

近畿地方整備局河川部河川環境課 課長補佐 ^{おがわ}小川 ^{なおと}直人

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44（〒540-8586）

TEL：06-6942-1141（代表）

FAX：06-6943-1629

足羽川ダム工事事務所においては、足羽川ダム建設事業をより多くの方々にご理解いただくため、事業の目的など事業概要の他様々な情報をはじめ、「足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」の情報を「足羽川ダム工事事務所ホームページ」においても公開しています。また、これまで長期にわたって実施してきた環境調査結果の内容を「足羽川ダム周辺の環境」として12月14日より公開予定です。

足羽川ダム工事事務所ホームページ：<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>

環境影響評価方法書の手続きとその位置づけ

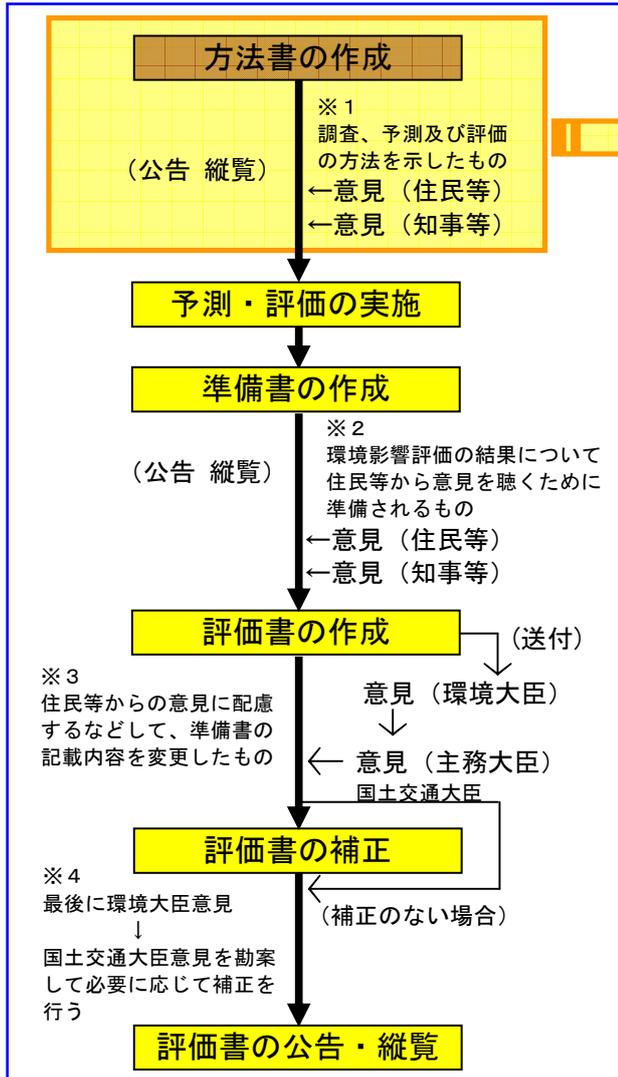


図1 環境影響評価の手続きの流れ

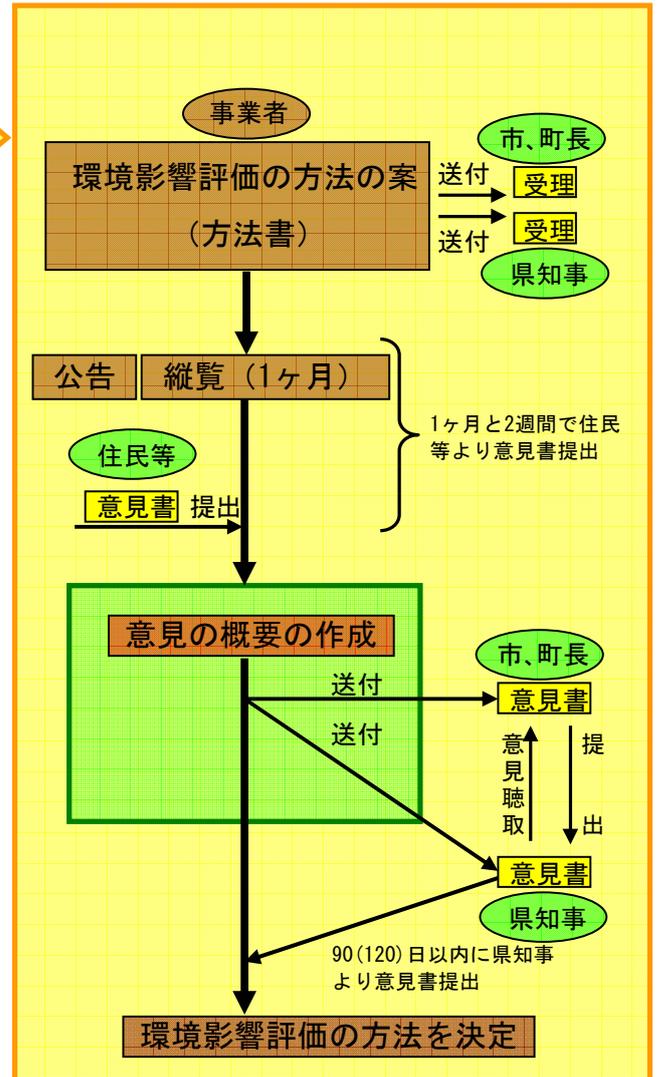


図2 環境影響評価（方法書の流れ）

【環境影響評価（環境アセスメント）制度とは？】

環境アセスメント制度とは、事業者が大規模な事業を実施する前に、事業に関する情報や事業の実施による環境影響の調査結果などを書面で公表し、住民、市町村、県や国などから提出される環境の保全の見地からの意見を踏まえ、事業計画を環境保全上より良いものとしていく手続きのことです。

【環境影響評価方法書とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)がこれから実施しようとする環境影響評価の方法(環境影響評価で対象とする環境項目をどのように調べ、どのように予測・評価するか)を記載しています。また、事業計画の概要や目的、文献調査や既往の現地調査結果に基づく地域の自然的状況や社会的状況も併せて記載しています。

【方法書の公告縦覧とは？】

事業者(国土交通省近畿地方整備局)が環境影響評価を実施する前に、方法書を作成したことを公表(公告という)し、地方公共団体(福井県、福井市、池田町)や事業者の事務所などで1ヶ月間誰でも見られるようにしておきます(縦覧という)。

【方法書縦覧のねらい】

方法書の内容について、環境保全の見地から意見のある人は誰でも意見書を提出することができます。事業計画の早い段階で地域の環境をよく知っている住民の方々をはじめとする一般の方々や、地方公共団体などの有益な環境情報や一般の方々の環境に対する関心事を意見として聴くことによってその意見を柔軟に反映できます。

方法書の構成

方法書の構成は、「事業特性」（第2章）と「地域特性」（第3章）に係る情報を最新の文献、資料等により把握した上で、「環境影響評価の項目^{※1)}」（第4章1）及び「調査、予測及び評価の手法」（第4章2）を行うという構成です。効果的な項目、手法の選定のための有意義な情報として、地域特性の把握においては既往の現地における調査も含めて記載しています。

環境影響評価の項目^{※1)}：影響要因（ダムの堤体の工事等、対象事業に伴い環境影響を及ぼす恐れがある要因）と環境要素（大気環境、水環境等、影響要因により影響を受ける境の構成要素）の組み合わせのことで（※第4章参照）。

主務省令^{※2)}「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日交付厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号、改正平成18年3月30日）

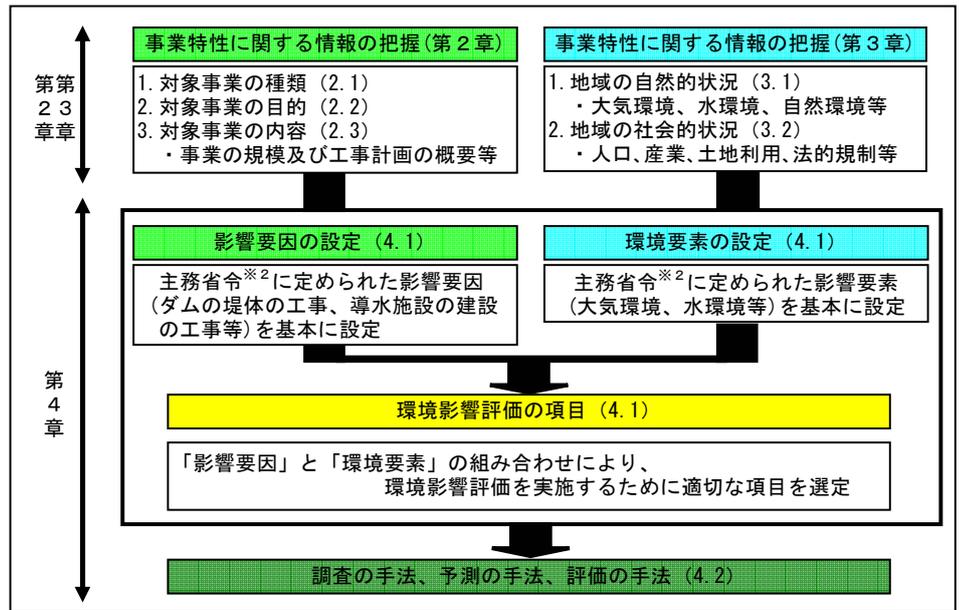


図3 方法書の構成 ※「足羽川ダム技術検討委員会」資料をもとに作成

第2章 対象事業の目的及び内容

事業特性は工事中及び存在・供用時の環境影響評価の項目等の選定時に影響要因を明らかにする上での基本となる事項であります。事業特性として把握した情報の内容は右記の通りです。

〈第2章の掲載内容〉

- 2. 1 対象事業の名称
- 2. 2 対象事業の目的
- 2. 3 対象事業の内容
 - (1) 対象事業の種類
 - (2) 対象事業実施区域の位置
 - (3) 対象事業の規模
 - (4) 対象事業に係るダムの堤体の形式
 - (5) 対象事業の概要
 - (6) 対象事業に係るダムの堤体及び導水施設の規模
 - (7) 対象事業に係るダムの供用に関する事項
 - (8) 対象事業の工事計画の概要
 - (9) その他の対象事業に関する事項

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の状況

地域特性に関する情報の把握は、「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」内において出版物等、事業者が一般的に入手可能である文献その他の資料を基に記載することになっており、現地調査を義務づける趣旨のものではありません。

しかし、足羽川ダム建設事業においては過去からの情報の蓄積があり、それもあわせて掲載することで、環境影響評価の項目及び調査、予測及び評価の手法を選定する際の根拠としております。

3. 1 地域の自然的状況

- (1) 大気環境の状況（気象、大気質、騒音、振動）
- (2) 水環境の状況（水象、水質）
- (3) 土壌及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との活動の触れ合いの場の状況

3. 2 地域の社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼の利用及び地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況
- (6) 下水道の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的とした法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
- (8) その他の事項

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4. 1 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定に当たっては、第2章及び第3章にて取りまとめた対象事業の事業特性及び地域特性(自然的・社会的状況)を勘案し、環境影響を受けるおそれがある要素(環境要素)に対し、影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)の項目を主務省令^{※1)}を基本として選定しています。主務省令^{※1)}で定められた影響要因の参考項目以外の項目では、工事の実施における「導水施設の建設の工事」、土地または工作物の存在及び供用における「導水施設の存在及び供用」を加えました。環境要素の項目では、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素として、水環境における「地下水の水位」も本事業では導水施設が既に計画されており、表に示した影響という観点から必要と判断し選定しております。

※1) 「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境への保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年6月12日交付 厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号、改正平成18年3月30日)

環境要素の区分	影響要因の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用						
	ダムの採掘の工事	原石の採掘の工事	土工設備及び工事用道路の設置の工事	建設発生土の処理の工事	道路の付替の工事	導水施設の建設の工事	ダム等の堤体の存在	建設発生土処理場の跡地の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	ダム等の供用及び貯水池の存在	導水施設の存在及び供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等			○							
		騒音	騒音										
		振動	振動										
	水環境	水質	土砂による水の濁り				○						○
			水温				○						
富栄養化							○						
溶存酸素量							○						
地下水の水質及び水位	水素イオン濃度						○						
	地下水の水位							○				○	
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質										○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○					○	
		重要な種及び群落					○					○	
	生態系	地域を特徴づける生態系					○					○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観										○	
		主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○					○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物					○						

4. 2 調査、予測及び評価の方法

○調査すべき情報

予測、評価のために必要となる情報の種類を整理し、どの程度の情報が必要か(情報の深さ)を考慮して調査すべき情報を定めておきます。動物の重要な種の予測、評価を例にとると、調査すべき重要な種の名称とその分布、生息の状況、生息環境の状況としています。

○調査の基本的な手法

具体的な調査又は測定の方法を、予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定します。

○調査地域・調査地点

調査地域は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」^{※2)}で設定しております。調査の地点は地域を代表とする地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点を設定しています。

※2) 「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」：方法書段階で事業者が環境影響を受ける可能性がある範囲として設定した地域です。方法書の公告縦覧の意見を得たあとに必要があれば見直し、調査の対象とする地域(調査地域)とします。なお、第3章で設定した「環境影響評価の項目及び手法の選定を行うに必要と認める範囲」は、環境影響を受ける可能性のある区域を検討するための必要情報を集める地域であり、ここで定義した地域とはおのずから異なったものとなります。

○調査時期等

把握すべき情報の内容等に応じ、適切かつ効果的な期間(年次等)、時期(四季等)及び時間帯(昼夜等)を設定しました。既往の調査結果についても予測評価に適切かつ効果的なものについて位置づけることとしています。

○評価の手法

①調査及び予測並びに環境保全措置の結果を踏まえ、影響が事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか、
②国又は地方公共団体により環境の保全に関する基準又は目標が示されている場合には目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価の手法としています。

〈第4章の掲載内容〉

4. 1 環境影響評価の項目

- (1) 環境影響評価の項目の選定
- (2) 環境影響評価の項目の選定理由

4. 2 調査、予測及び評価の手法

- (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (4) 環境への負荷の量の程度

【参考 足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会について】

国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所では、平成19年4月19日に足羽川ダム建設事業について環境面からの技術的助言を専門家から頂くことを目的として、足羽川ダム周辺の自然や現状に詳しい県内の学識経験者や専門家からなる「足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」を設置しました。方法書は、本委員会の技術的助言を踏まえ取りまとめました。今後も、適宜助言を頂きながら環境影響評価を実施して参りませ



「足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」の開催状況

■これまでの委員会開催状況

- 第1回 委員会 2007年 4月19日
委員会設立、事業概要、項目の選定等について
現地視察会 2007年 5月 2日、 7日
ダムサイト、貯水池、導水施設
- 第1回 鳥類部会 2007年 5月17日
鳥類の確認種、重要な種等の抽出結果について
- 第1回 検討会 2007年 5月22日
動植物の調査の考え方、生態系について
- 第2回 鳥類部会 2007年 6月14日
一般鳥類、生態系上位性の予測・評価の考え方等について
- 第2回 検討会 2007年 6月14日
第1回検討会での指摘と対応、治水専用ダムの事例、予測・評価の考え方について
- 第3回 検討会 2007年 7月13日
水環境の調査・予測・評価の考え方等について
- 第2回 委員会 2007年 8月 9日
これまでの委員会等での意見と対応、方法書の記載内容について、今後の予定

「足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会」の資料や議事録については、事務所ホームページでご覧頂くことが出来ます。また、「足羽川ダム周辺の環境」を方法書縦覧開始時期に合わせて公開します。

※事務所ホームページアドレス
<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>

1. 方法書の縦覧場所、期間、時間

(1) 縦覧場所

- ①. 国土交通省近畿地方整備局情報公開室 ②. 国土交通省近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所
- ③. 福井県土木部河川課、福井合同庁舎県税事務所 ④. 福井市建設部河川課、福井市役所美山総合支所建設課
- ⑤. 池田町役場閲覧コーナー、池田町役場下池田支所、池田町能楽の里文化交流会館町立図書館

(2) 縦覧期間

平成19年12月14日(金)～平成20年1月21日(月)

※土曜日、日曜日、祝日及び平成19年12月29日(金)～平成20年1月3日(木)を除く

※池田町能楽の里文化交流会館町立図書館においては、月曜日、火曜日(12月25日火曜日は開館)、第3日曜日、祝日及び平成19年12月29日(金)～平成20年1月3日(木)を除く

(3) 縦覧時間

①. 午前9時30分～午後5時00分まで

②. 午前8時30分～午後5時15分まで

③. ～ ⑤. 午前8時30分～午後5時30分まで

※池田町能楽の里文化交流会館町立図書館においては、午前10時～午後5時まで、日曜日午前10時～午後4時まで

2. 意見書の提出

(1) 提出期間

平成19年12月14日(金)～平成20年2月4日(月)まで

※持参の場合は、平成20年2月4日(月)午後5時15分まで 郵送の場合は、平成20年2月4日(月)の消印まで有効

(2) 提出先

〒918-8239 福井県福井市成和1-2111

国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所調査設計課

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次の事項を記載してください

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載してください)

3. 問い合わせ

近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所 副所長 五十川 政志 又は 調査設計課長 東 繁光

福井県福井市成和1-2111(〒918-8239) TEL. 0776-27-0642(代表) FAX. 0776-27-0643

足羽川ダム工事事務所ホームページ:<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/>